

## 入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

区分	負担額(1食)
一般の方	550 円
指定難病・小児慢性の方	330 円
一定所得以下の方Ⅱ	270 円
(入院期間 90 日超)	220 円
一定所得以下の方Ⅰ	130 円

※指定難病・小児慢性に該当される方は  
受給者証をご提示ください。